

# 短期入所生活介護サービス

## 介護予防短期入所生活介護サービス重要事項説明書

〈 平成 年 月 日 現在 〉

### 1. お客様（被保険者）

様

要介護状態区分	要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5
要介護認定有効期間	平成 年 月 日から
認定審査会意見	

### 2. 事業者

事業所の名称	社会福祉法人 誠光会
所在地	北九州市八幡東区藤見町3番1号
代表者氏名	長谷川 稔
電話番号	093-663-2030
FAX番号	093-663-2032

### 3. 利用施設

事業所の名称	特別養護老人ホーム 誠光園
所在地	北九州市八幡東区藤見町3番1号
管理者氏名	今井 丈二
電話番号	093-663-2030
FAX番号	093-663-2032

### 4. 事業の目的と運営方針等

#### (1) 事業目的

身体的または、精神的に障害があるために日常生活の大半において、介護が必要な高齢者の方を家族に代わって介護させていただきます。

#### (2) 運営方針

1. お客様へのサービス向上
2. 職員の資質の向上
3. 地域福祉の増進

#### (3) サービスの特徴

お客様の有する能力、おかれている環境等の評価に基づき、自立した日常生活が送れるサービスを提供します。(実施地域・・・八幡東区、西区、戸畑区、小倉北区)

### 5. ご利用施設で実施する事業

事業の種類		事業指定		定員	備考
		指定年月日	指定番号		
施設	特別養護老人ホーム	平成26年4月1日	北九州市 4070600160号	60人	施設許可
	地域密着型 特別養護老人ホーム	平成22年4月1日	北九州市 4090600067号	29人	施設許可
居宅	一般型通所介護	平成28年5月1日	北九州市 4070600152号	40人	
	短期入所生活介護	平成26年4月1日	北九州市 4070600160号	10人	
居宅介護支援事業		平成26年4月1日	北九州市 4070600129号		

## 6. 施設の概要

特別養護老人ホーム

敷 地		3,538.61 m <sup>2</sup>
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造4階建（耐火建築）
	延べ床面積	3,621.31 m <sup>2</sup>
	利用定員	70人（うち、短期入所10人）

### (1) 居室

居室の種類	室数	面積	1人当たりの面積
1人部屋	8室	153.8 m <sup>2</sup>	19.2 m <sup>2</sup>
2人部屋	3室	96.5 m <sup>2</sup>	16.0 m <sup>2</sup>
4人部屋	14室	661.4 m <sup>2</sup>	11.8 m <sup>2</sup>

※ 指定基準は、居室1人当たり 10.65 m<sup>2</sup>

### (2) 主な設備

設備の種類	室数等	面積	1人当たり面積
食 堂	2室	210.0 m <sup>2</sup>	3.0 m <sup>2</sup>
機能訓練室	1室	94.3 m <sup>2</sup>	1.3 m <sup>2</sup>
一般浴室	1室	48.2 m <sup>2</sup>	1.3 m <sup>2</sup>
個人浴室	3槽（ひのき）	46.4 m <sup>2</sup>	1.3 m <sup>2</sup>
機械浴	特殊浴槽	(2台) 80.5 m <sup>2</sup>	1.1 m <sup>2</sup>
医務室	1室	48.5 m <sup>2</sup>	0.7 m <sup>2</sup>
デイルーム	1箇所	37.5 m <sup>2</sup>	0.5 m <sup>2</sup>

※ 食事の指定基準は、居室1人当たり 3.00 m<sup>2</sup>

## 7. 職員の勤務構成

職 種	員 数	区 分		業 務 内 容
		常 勤	非 常 勤	
施設長	1	1		業務の一元的管理
生活相談員	1以上	1		生活相談
介護職員	4以上	6		介護業務
看護職員	0	1		健康、衛生管理
機能訓練指導員	1以上	1		機能回復訓練
介護支援専門員	1以上	1		ケアプランの作成
医 師	1		1	回診での早期発見
栄養士	1以上	1		食品・衛生管理

## 8. 職員の勤務体制

職種	勤務体制
施設長	正規勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務
生活相談員	正規勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務
介護職員	早出（7：30～16：30） 中出（8：30～17：30） 遅出1（9：30～18：45） 遅出2（10：30～19：45） 夜勤（17：00～9：30）

看護職員	早出（7：30～16：30） 中出（8：30～17：30） 遅出（9：30～18：45） 夜間帯については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。
機能訓練指導員	8:30～17:30 作業療法士が行います。
介護支援専門員	生活相談員又は看護職員が兼務します。
医師	火曜日 11：00～12：30 まで勤務します。
	金曜日 13：00～14：00 まで勤務します。
栄養士	正規勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務

## 9.施設サービスの概要

### (1) 法定給付サービス

概要	内容
食事	栄養士の立てる献立表により、栄養とお客様の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。
排泄	お客様の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	年間を通じて週3回の入浴または、清拭を行います。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行なうよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容・口腔保清が行われるよう援助をします。 リネン交換は、週1回実施します。
機能訓練	機能訓練指導員によるお客様の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。 当施設の保有するリハビリ器具 歩行器・湿熱治療器・平行棒・滑車
健康管理	看護職員による健康チェック、健康管理を行います（7:30～18:45）。 服薬管理は看護職員が責任を持って実施します。緊急時など必要な場合には主治医に責任を持って引き継ぎます。利用中外部の医療機関に通院する場合は、その送迎についてできるだけ配慮します（送迎、介添えは原則としてご家族の方に対応していただきます）。 当施設の嘱託医 診療所：西野病院 医師名：阿部和明 診察日：毎週 火曜日 11:00～12:30 金曜日 13:00～14:00
相談及び援助	当施設は、入居及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行う様に努めます。 お客様の施設介護サービスが作成される間についても、当然お客様がその有する能力に応じて自立した日常生活が送れるよう適切な各種介護サービスを提供します。
社会生活の便宜	当施設では、必要な教養娯楽設備を整える共に、施設での生活を実りあるものとするため、適宜、レクリエーション行事を企画します。 主な娯楽設備 クラブ活動（書道、絵画、製作）、喫茶コーナー、カラオケプロジェクター 主なレクリエーション行事 夏祭り、運動会、敬老会、誕生会、クリスマス会、忘年会 買物、バスハイク、折り紙教室、お花見、レストラン他

(2) その他

介護報酬に関連する記録	保険給付の支払日から5年間保管します。
その他の記録	完結日から2年間保存します。
サービス提供記録の閲覧	土、日曜日・祝日を除く毎日午前9時～午後5時

### 10. お客様負担金

短期入所施設サービス費（1日あたりの自己負担額）

要介護認定による要介護度によって異なります。

以下の料金には地域加算（1.7%）、介護職員処遇改善加算Ⅰ（5.9%）を含みません。

要介護度区分	多床室	個室
	利用単位数/日	利用単位数/日
要支援1	438 単位	433 単位
要支援2	539 単位	538 単位
要介護1	599 単位	579 単位
要介護2	666 単位	646 単位
要介護3	734 単位	714 単位
要介護4	801 単位	781 単位
要介護5	866 単位	846 単位

（注意）介護給付算定に係る体制等に基づき、認定するものとします。

#### \* 介護保険の加算料金

介護保険加算	加算単位数	内容
送迎（片道）	184 単位/回	送迎をした場合、片道につき加算
個別機能訓練加算	12 単位/日	専従の機能訓練指導員等を1名以上配置している。 機能訓練計画を作成している。
個別機能訓練加算	56 単位/日	専従の機能訓練指導員等を1名以上配置している。 居宅を訪問し個別機能訓練計画を作成している等
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18 単位/日	介護福祉士が60%以上配置されている
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	12 単位/日	介護福祉士が50%以上配置されている
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	6 単位/日	常勤職員が75%以上配置されている
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位/日	3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されている
夜勤職員配置加算	13 単位/日	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っていること

介護保険加算	加算単位数	内容
看護体制加算（Ⅰ）	4 単位／日	常勤の看護師を 1 名以上配置している
看護体制加算（Ⅱ）	8 単位／日	次のいずれか満たす施設 ①看護職員を常勤換算方法で入所者数が 25 又はその端数を増すごとに 1 名以上配置 ②当該事業所の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24 時間の連絡体制を確保
療養食加算	18 単位／日	医師の食事せんに基づく療養食を提供した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位／日	認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者を受入れた場合（入所から 7 日を限度）
若年性認知症利用者受入加算	120 単位／日	若年性認知症の者を宿泊により受入れた場合
緊急短期入所受入れ加算	90 単位／日	居宅サービス計画を行っていない緊急的な短期入所利用者に短期を利用した日から起算して 7 日（主介護者の家族の疾病等やむを得ない事情は 14 日）
医療連携強化加算	58 単位／日	看護体制加算Ⅱを算定している。急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡回をおこなっているなど
長期利用者の対する 短期入所生活介護	△30 単位／日	30 日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業に入所している場合であって、短期入所生活介護を受けている利用者に対して減算

- ① 施設はお客様が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、お客様が介護サービス費として市町村から支給を受ける額の限度において、お客様に代わって市町村から支払を受けます。（「法定代理受領サービス」といいます。）
- ② 介護保険の適用を受けるサービスの場合は、介護保険負担割合証または、被保険者証などの自己負担額の割合に応じた支払を受けます。
- ③ 保険料の滞納などにより、給付額減額の措置を受けている方については、一旦サービス費全額（10 割）をお支払いいただき、後日保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となる場合があります。

## 滞在費・食費（介護保険給付対象外）

\* 滞在費（1日あたりの自己負担額）

滞在費・食費は、所得・課税状況に応じて料金が異なります。

お客様が介護保険負担限度額認定書を受けているときは、その認定に基づく支払を受けるものとします。

お客様負担段階	第4段階 (基準額)	第3段階	第2段階	第1段階
多床室 (光熱水費)	840円	370円	370円	0円
個室 (光熱水費+室料)	1,150円	820円	420円	320円
食事	1,380円※	650円	390円	300円

※基準額食費内訳 朝食 380円 昼食 500円 夕食 500円 (計 1,380円)

### (1) その他の費用

種類	お客様負担金
特別な食事	実費（お客様依頼の指定食事など）
特別な送迎	要した費用の実費
理容・美容	毎月2回（偶数月 第2水曜日・第4月曜日） （奇数月 第2・第4月曜日） 美容院・理容院による出張サービスをご利用いただけます。 <金額> 洗髪のみ……………200円 顔剃りのみ……………600円 カットのみ……………1,200円 カット（顔剃り含む）……………1,500円 カット・毛染め（顔剃り含む）……………4,500円 カット・パーマ（顔剃り含む）……………5,500円

### (3) お客様負担金の支払方法

全てのお支払いは次回月の10日以降、現金にてお支払いいただきます。当月の全ての期間の利用終了後、請求額をお伝えし徴収いたします。

### (4) 領収書の発行

お客様からお支払いを受けたときは、領収書を発行します。

## 11. キャンセル料

お客様の病状の急変、緊急やむを得ない事情が発生した以外で、利用予定者の都合によりサービスを中止する場合、お客様負担金の10%をキャンセル料として頂くことがあります。

## 12. 非常災害時の対策

非常時対応	別途定める「特別養護老人ホーム誠光園 消防計画」にのっとり対応			
近隣との協力関係	藤見町内会と近隣防災計画協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム誠光園 消防計画」にのっとり年3回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入居の方にも参加して実施しています。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	有	防火扉・シャッター	16箇所
	避難用滑り台	1箇所	屋内消火栓	有
	自動火災報知器	有	非常通報装置	有
	誘導灯	25箇所	漏電火災報知器	無
	ガス漏れ報知器	有	非常用電源	有
	カーテン布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への提出日：平成27年4月1日 防火管理者：桑原 章誉			

### 13-1. 協力医療機関

名称	医療法人 ふらて会 西野病院
医院長名	西野 憲史
所在地	北九州市八幡東区山路松尾町13番27号
電話番号	093 (653) 2122
診療科	内科・整形外科
入院設備	ベッド数 120床
救急指定の有無	無
契約の概要	お客様・新規お客様の健康管理、随時診察の協力、救急を要する対応 入院治療を要する手続き 緊急時に入院するベッド確保の協力 24時間等緊急異常者の措置の協力 新入社員の健康状況チェックの実施 死亡確認の協力、リハビリテーション、その他

### 13-2. 協力歯科機関

名称	医療法人協和会 八幡東ダイクリニック
医院長名	中島 亨彦
所在地	北九州市八幡東区西本町4丁目17-6
電話番号	093 (671) 4618
診療科	歯科
入院設備	無
救急指定の有無	無
契約の概要	歯科診療を必要とするお客様に対して、予防も含め歯科診療を行う。 その際、歯科診療内容（疾患名、治療計画等）を提示する。 必要に応じて家族にも説明報告をする。

#### 14.相談窓口,苦情対応

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当施設ご利用相談室	窓口担当者：生活相談員（桑原） ご利用時間：午前 9 時 ～ 午後 5 時 ご利用方法：電話 093（663）2030 来園 苦情箱（施設受付窓口に設置）
第三者委員会	川津 郁人 様 元 枝光第 2 自治会会長：電話 093（661）1712 竹原 穂 様 八幡東区民生委員：電話 093（661）7370 佐藤 暎子 様 戸畑区大谷地区民生委員協議会会長：電話 093（881）6441
施設長	今井丈二：電話 090（2853）1787

★公的機関においても、次の機関において苦情申出ができます。

高齢者・障害者相談コーナー (介護保険担当)	<p><b>【八幡東区】</b> 所在地：〒805-8510 北九州市八幡東区中央 1-1-1 電話番号：093（671）0801 内線 472 FAX 番号：093（662）2781</p>
	<p><b>【八幡西区】</b> 所在地：〒806-8510 北九州市八幡西区黒崎 3 丁目 15-3 電話番号：093（642）1441 内線 4 7 2 FAX 番号：093（642）2941</p>
	<p><b>【戸畑区】</b> 所在地：〒804-8510 北九州市戸畑区千防 1-1-1 電話番号：093（871）1501 内線 472 FAX 番号：093（881）5353</p>
	<p><b>【小倉北区】</b> 所在地：〒803-8510 北九州市小倉北区大手町 1-1 電話番号：093（582）3433 FAX 番号：093（562）1382</p>
	<p><b>【小倉南区】</b> 所在地：〒802-8510 北九州市小倉南区若園 5-1-2 電話番号：093（951）4111 内線 472 FAX 番号：093（923）0520</p>
	<p><b>【若松区】</b> 所在地：〒808-8510 北九州市若松区 1-1-1 電話番号：093（761）5321 内線 472 FAX 番号：093（751）2344</p>
	<p><b>【門司区】</b> 所在地：〒801-8510 北九州市門司区清滝 1-1-1 電話番号：093（331）1881 内線 472 FAX 番号：093（321）4802</p>
*各区とも、対応時間は平日午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時*	



福岡県 国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地：福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号 電話番号：092 (642) 7859 FAX 番号：092 (642) 7857 対応時間：午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時
福岡県運営適正化委員会 (福岡県社協)	所在地：春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 4 階 (東棟) 電話番号：092 (915) 3511 FAX 番号：092 (915) 3512 対応時間：午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 (休日：第 1・2・3 月曜 ※祝日の時は翌日が休日)
成年後見制度 福岡家庭裁判所小倉支部 家事受付センター	所在地：北九州市小倉北区金田一丁目 4 番 1 号 電話番号：093 (561) 3431 対応時間：平日午前 9 時 ～ 11 時 午後 1 時 ～ 4 時 30 分
権利擁護センター 「らいと」	所在地：北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号 ウェル「とばた」内 8 階 電話番号：093 (882) 4914 FAX 番号：093 (882) 2266 対応時間：平日午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時

### 15.事故発生時の対応

万が一、ごお客様が施設利用中に事故が発生した場合は、県市町村、当該お客様の家族、当該お客様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに記録を残します、また損害賠償をすべき事項については、速やかに損害賠償を行います。そのために緊急時の連絡先を担当者にお伝え下さい。

### 16.損害賠償責任保険

保 険 会 社	あいおいニッセイ同和損害保険(株)
保 険 内 容	人身事故、財物事故等

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの開始にあたり、お客様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〈事業者〉所在地 北九州市八幡東区藤見町3番1号

事業所名 社会福祉法人 誠光会  
特別養護老人ホーム 誠光園

代表者名 施設長 今井 丈二 印  
( 指定番号4070600160号 )

〈説明者〉所属 特別養護老人ホーム 誠光園

氏名 生活相談員 桑原 章 誉 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスについて重要な説明を受けました。

〈お客様〉

所在地 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

〈ご家族〉

所在地 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄（お客様との関係） \_\_\_\_\_

## 個人情報の使用に係る同意書

社会福祉法人 誠光会が、お客様及び家族の個人情報を以下の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

### 1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

### 2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) お客様に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) お客様が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要がある場合
- (5) お客様の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) 施設内での掲示物（個人作品等を含む）や施設情報誌（園だより等）におけるお客様の氏名、年齢、性別、生年月日、顔写真等の掲載
- (8) その他サービス提供で必要な場合
- (9) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

### 3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、お客様とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

平成 年 月 日

〈お客様〉 氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

〈ご 家 族〉 氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

続柄（お客様との関係） \_\_\_\_\_